

盛岡市道の駅基本設計業務委託仕様書

(適用)

第1 本仕様書は、盛岡市（以下「発注者」という。）が委託する盛岡市道の駅基本設計業務（以下「本業務」という。）に適用する。

(受注者の義務)

第2 受注者は、契約の履行に当たっては、本業務の意図及び目的を十分に理解した上で、本業務を実施するよう技術を発揮するものとする。また、本仕様書に定めのないことであっても、本業務を行うにあたり考え得る、より適切な方法の提案など、第3に掲げる目的を達成するための業務を遂行するものとする。

(目的)

第3 本業務は、発注者が設置を計画している道の駅について、平成30年度に作成した「盛岡市道の駅基本計画（以下、「基本計画」という。）」に掲げる整備の目的・基本コンセプト・導入施設の整備方針等を踏まえた、多くの人が何度でも訪れたい魅力的な施設となるよう、基本設計を作成することを目的とする。

なお、基本設計の作成に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- ①受注者は、発注者と十分に意見調整を行いながら、設計を行うものとする。
- ②基本計画に掲げる「導入施設の整備方針」を踏まえながらも、魅力的な施設となるよう受注者の自由で大胆な発想を求めるものとする。

(設計条件)

第4 本業務における設計条件は、次のとおりとする。

- (1) 整備地：盛岡市渋民字渋民地内（国道4号渋民バイパス沿い）
- (2) 敷地面積：30,217 m²
- (3) 用途地域等：市街化調整区域
道路区域（国土交通省）及び森林地域の民有林（盛岡市）
田園・丘陵景観地域（景観形成地域）
街路景観地域（景観形成重点地域）
- (4) 想定事業費：土木工事費 398百万円
建築工事費 779百万円
計 1,177百万円
- (5) その他 岩手県知事に対する林地開発協議が必要となる森林を含む。

(業務内容)

第5 本業務の内容は、次のとおりとする。

【土木】

(1) 測量業務

基本設計に必要となる地形図，縦横断図等を作成するため測量を行う。本業務の作業は下記の通りとする。

- ア 基準点測量 3級9点，4級36点
- イ 現地測量 (1/500) A=0.09k m²
- ウ 路線測量 L=0.3km

※基準点測量については，令和元年度に用地測量で設置した基準点で活用できるものは活用すること。

(2) 地質調査業務

当該事業予定地の地質構造を把握するため地質調査を行う。本業務の作業は下記の通りとする。

- ア 機械ボーリング オールコアボーリング
建築設計用 10m×2箇所，土木設計用 10m×1箇所
- イ 標準貫入試験 建築設計用 20回，土木設計用 10回
- ウ サンプリング 3本
- エ 室内試験 3試料（土粒子の密度試験，土の含水比試験，土の粒度試験，土の液性限界試験，土の塑性限界試験，土の一軸圧縮試験，土の圧密試験）

(3) 地質解析業務

当該事業予定地周辺に関する既存資料の収集及び現地調査を実施し，地質調査で得られた資料を基に，地質断面図を作成するとともに，地質・土質に関する総合的な解析とりまとめを行う。本業務の作業は下記の通りとする。

- ア 既存資料の収集・現地調査
- イ 資料整理とりまとめ
- ウ 断面図等の作成
- エ 総合解析とりまとめ

(4) 土木設計業務

- ア 設計業務（土木） 3ha(基本計画書による)

(ア) 設計条件設定

設計に必要な現地状況を把握するために，当該地域における地形や，地

質、地物、植生、水路、土地利用状況、土地利用規制等の法的条件、供給処理施設等による社会条件、既往資料を前提に設計条件を設定する。

(イ) 施設計画及び配置計画

基本計画に基づき、本施設に必要な各施設の規模や形態等について、石川啄木記念館等との連携を踏まえ、各施設が効率的効果的に配置されるよう動線等にも留意し施設計画及び配置計画を行う。検討に当たっては、自然及び市街地環境、敷地の物理的及び社会的特長、岩手山及び姫神山の景観等にも考慮し、配置される要素の効果が最大限となるよう検討を行う。

(ウ) 整地設計

前提条件となる自然条件や、法的条件および社会条件の把握を行うとともに、域内土量バランスや、地形・地質にあった適正地盤の確保、道路縦断及び水路勾配との整合性、土地利用計画との適合性や、防災対策、石川啄木記念館等との一体性、宝徳寺及び渋民保育園との地形面の保全等の制約条件を整理し、整地設計を行う。なお、本業務に含まれる地質調査業務とも綿密に連絡調整を図りながら設計を行う。

(エ) 防災設計

本域内及び周辺に溢水等の被害が生じないように雨水及び地表水を安全に流下させるための治水及び排水対策の検討及び必要な設計を行う。また、本造成地による雨水の流出量の増加に対する対策として、防災調整池等により下流域への流出量の抑制を行う必要が想定されるため、防災調整池技術基準(案)(公益社団法人日本河川協会)に基づき、防災調整池の方式や、規模、配置、形状、形態、流末放流先等について検討及び設計を行う。工事中における沈砂池の必用性についても検討及び設計を行う。

(オ) 道路設計

建物の搬入口までの導線を考慮した設計を行い、平面図、縦断図、横断図、標準横断図、構造図等を作成する。また、石川啄木記念館等との連動性を検討すること。

(カ) 駐車場設計

基本計画に記載されている規模で駐車場に係る設計を行う。なお、本業務に含まれる建築設計業務とも綿密に連絡調整を図り、統一されたデザインで設計を行うこと。

(キ) 排水設計

上位計画と本計画との整合性を図りつつ管渠等の施設規模や配置等について検討及び設計を行う。なお、排除方式は汚水排水と分離した分流式、排除方法は自然流下とすることを基本とする。また、最大計画雨水量の算定及び施設計画に当たっては合理式を用いて計画流量の算定を行うことを基本とする。

(ク) 上水道設計

上位計画と本計画との整合性を図りつつ管渠等の施設規模や配置等について検討及び設計を行う。

(ケ) 公園緑地設計

駐車場以外の屋外スペースにおいて公園緑地の設計を行う。建物からの岩手山及び姫神山への景観に配慮し、イベント等の交流が行えるスペース、子育て世帯が楽しめるスペース等の設計を行う。また、周辺施設を考慮するとともに、林地開発許可制度による指導を踏まえ、緑とオープンスペースの景観面や防災面での役割等を多面的に勘案し、緑地等の規模、配置、機能、利用形態等を検討する。

なお、本業務に含まれる建築設計業務とも綿密に連絡調整を図り、統一されたデザインで設計を行うこと。

(コ) 総合基本設計

法規制の整理、河川や現況水路等の整理、その他主要施設の計画概要、土地利用計画、道路骨格等の設計条件の考え方をとりまとめ、総合的な設計を行う。

(ク) 工事費概算及び年次計画

基本設計による概算工事費を算定するとともに、年次計画を作成する。

(シ) 設計説明書

基本設計の内容について設計説明書を作成する。

イ 平面交差点予備設計

国道4号に接続する新設の平面交差点2箇所について交差点予備設計を行う。

【建築】

(5) 建築基本設計

建築の意匠及び構造，設備，配置計画を踏まえた外溝等の道の駅整備に係る基本設計を行う。内容は，「盛岡市道の駅基本設計業務委託 建築設計委託要領書」による。

(施設概要)

第6 施設概要

(1) 休憩機能 トイレ	290 m ² 程度	
(2) 情報提供施設	100 m ² 程度	
(3) 地域連携施設（屋内施設）		
ア 飲食施設	180 m ² 程度	
イ 厨房	72 m ² 程度	
ウ 軽食コーナー	26 m ² 程度	
エ 交流スペース	90 m ² 程度	
オ 物産・農産物直売施設	323 m ² 程度	
カ 加工施設	23 m ² 程度	
キ 事務室	55 m ² 程度	
ク 付帯施設	270 m ² 程度	<u>延べ 1,429 m²程度</u>
(4) 屋外施設		
ア 駐車場	8,500 m ² 程度	
イ 屋外イベントスペース	提案による	
ウ 展望・休憩広場	提案による	
エ 屋外通路	提案による	
オ 荷捌きスペース	提案による	
カ 調整池	必要面積以上	
キ その他緑地等	林地開発条件面積以上（面積の25%以上）	

上記施設内容及び規模は基本計画の案であり，詳細は本業務において決定するもの。

なお，(3) 地域連携施設（屋内施設）の内容は，発注者が今年度中に決定するものであり，決定後に発注者からの指示するもの。受注者はその内容を調整して設計に反映させること。

プロポーザルでは，建物全体の設計イメージを提案することとし，(3) 地域連携施設（屋内施設）についての詳細な提案は不要とする。建物のイメージを表現するために，(3) 地域連携施設（屋内施設）の内部を想定で設計する場合は，基本計画の内容を参考とすること。

(その他)

第7 その他として必要な事項は次のとおりとする。

(1) 道路管理者（国土交通省）との調整

道路管理者との一体型道の駅整備を予定しており，道路管理者との駐車場，トイレ，情報提供機能等の整備に係る調整のほか，施設整備の分担や進入路等の設計等について，道路管理者と必要となる協議や調整を行う。

(2) 関係法令上必要となる各種手続きの調査及び関係機関協議等

道の駅整備に向けて必要となる関係法令に基づく申請手続きに係る調査及び申請に向けた資料作成や関係機関との協議等に係る発注者の支援を行うとともに，必要に応じて受注者としても関係機関への確認や，協議，調整等を行う。

(3) 業務計画

受注者は，契約締結後速やかに発注者が指定する調査職員と打合せを行い，業務計画書を提出するものとする。

(4) 打合せ等

- ア 本業務を適正かつ円滑に行うため，発注者と受注者とは常に密接な連絡を取り，受注者はその連絡事項をその都度記録し，打ち合せの際相互に確認するとともに，受注者は打合せ記録簿を作成し発注者へ提出するものとする。
- イ 業務着手時及び業務完了時の打ち合せには，総括責任者及び管理技術者が立ち会うものとする。

(5) その他

- ア 盛岡市道の駅整備懇話会で使用する資料作成や，必要に応じて会議等への出席を行うものとする。
- イ その他，発注者と受注者が協議のうえ，道の駅の整備方針検討に際して必要となる業務を行う。

(成果品)

第8 本業務の成果品は次のとおりとする。

内訳	規格	部数	備考
1 施設配置図	A3	3 部	
2 土木設計			
(1) 測量図	A3	3 部	測量図
(2) 地質調査・解析データ	A4	3 部	ファイル製本, 採取コア 等
(3) 実施設計図	A3	3 部	平面図, 縦横断図, 運土計画図, 土量計算図, 各種構造図, 調整池・沈砂池一般図, 駐車場計画図, 上・下水道計画図等
(4) 数量計算書	A4	3 部	ファイル製本
(5) 設計計算書	A4	3 部	ファイル製本
(6) 概算工事費	A4	3 部	ファイル製本
3 平面交差点予備設計			
(1) 予備設計図	A3	3 部	平面図, 縦横断図, 各種詳細図, 各種構造図 等
(2) 数量計算書	A4	3 部	ファイル製本
(3) 設計計算書	A4	3 部	ファイル製本
(4) 概算工事費	A4	3 部	ファイル製本
(5) 協議資料	—	1 式	
4 建築基本設計			
別紙「盛岡市道の駅基本設計業務委託 建築設計委託要領書」による。			
5 その他			
(1) 管理区分図	A3	3 部	発注者と道路管理者の管理区分図
(2) 打合せ記録	A4	1 式	ファイル製本
(3) 模型		1 式	仕様は発注者との協議による
6 上記の電子データ		3 部	CD-R・DVD-R 等

※ 上記に記載の無いものについては発注者と協議するものとする。また、「道の駅整備懇話会」及び「道路管理者との協議」等に資料として使用するため、別途、発注者が指定する時期に中間報告資料を提出するものとする。

(資料貸与)

第9 本業務の履行にあたり貸与が必要となる市が所有する資料については、貸与を行うとともに、受注者において適正な管理を行うこととし、業務完了までに返却す

ること。また、それ以外の資料については本業務において収集等を行うものとする。

(随時報告)

第10 受注者は本業務に関連し発注者が進捗等の調査又は報告を求めた場合において、受注者は速やかにこれに応じ必要な報告書等を提出するものとする。

(参考文献等の明記)

第11 成果品に文献資料を引用する際は、著作権侵害等の問題を起こさないよう、しるべき処理をしたうえで、その文献・資料等の名称を明記しなければならないものとする。

(補足)

第12 本仕様書に定めた事項及び定めのない事項について、疑義が生じた場合や改善の必要性があると認められた場合には発注者と受注者とが協議の上これを定め、本業務を円滑に遂行することとする。

(テクリス)

第13 テクリスに係る内容は、次のとおりとする。

- (1) 本業務は、測量調査設計業務実績情報サービス（コリンズ・テクリスシステム）により、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務実績データ」を作成し、監督員の確認を受けた上、登録機関（財団法人 日本建設総合情報センター）に以下のとおり登録申請する。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出する。
- (2) 受注時の申請は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日を除き 15 日以内に登録申請する。
- (3) 完了時の申請は、完了届提出後 15 日以内に登録申請する。
- (4) 受注時の内容に変更があった場合の申請は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日を除き 15 日以内とする。ただし、変更時と完了時の間が 15 日に満たない場合は、変更時の登録申請を省略する。